

12. 鋼船規則B編, N編, P編及びS編, 高速船規則, 旅客船規則, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則, 安全設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (船上に保持すべき図面等)

1. はじめに

2006年10月3日付規則第50号から第53号及び達第62号(日本籍船舶用)並びに同日付Rule No.55からRule No.59及びNotice No.67(外国籍船舶用)により, 鋼船規則B編, N編, P編及びS編, 高速船規則, 旅客船規則, 海洋汚染防止のための構造及び設備規則, 安全設備規則並びに関連検査要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

2. 改正の背景

就航後の船舶の保守・整備のために完成時の構造図面等を船上及び管理会社等に保持しておく必要性が指摘され, 2005年5月に開催されたIMO第80回海上安全委員会(MSC 80)において, SOLAS条約II-1章の改正(決議MSC.194(80)のANNEX I)が採択された。同改正では, 第3-7規則として, 船上及び管理会社(SOLAS条約Reg.IX/1.2に定義される会社)における構造図面等の保持及び更新が規定されており, 2007年1月1日に発効し, 同日以降に建造される船舶に適用されている。また, 船上及び管理会社で保持すべき図面の内容として, MSC/Circ.1135 “As-built construction drawings to be maintained on board the ship and shore” が参照されている。

このため, 上記SOLAS条約改正に対応するとともに, 条約で規定されるもの(今回の改正によるもの及び従来から要求されているもの)以外の図面等(例えば, 従来から提出されている完成図)についても備付けの要否を検討の上, 必要な事項について備付けを明記すべく, 関連規則等を改めた。

なお, 管理会社における保持については, 船級検査にてこれを確認することが困難であること, SOLAS条約に基づく安全構造証書等発給の条件ではないと考えられること, ISMコードに基づく安全管理システムの下で管理されるべきものであること等から, 鋼船規則等の関連規則上ではこれを要求していないことに注意されたい。

また本規則改正は, 従来から造船所から提出され, 完成図書として本会にて保管している図面等のすべてをカバーするものではないこと(例えば, 海上試運転の成績書については, 鋼船規則B編2.3.1-2にて別途要求される。)及び従来の完成図書の提出及び保管に関する方法の変更を意図したものではないことに注意されたい。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおり。

- (1) 鋼船規則B編2.1.6として, 船上に保持すべき図面等を規定した。ここでは, 上記MSC/Circ.1135の内容に加え, 従来から規則上の他の要件により船上への備付けが要求されているものについて, 船舶の完成状態を反映したものを備え付けることを規定しており, 次のような構成としている。
 - (a) 従来から規則上の他の要件により船上への備え付けが要求されているものであって, 承認されたもの又はその写しの備付けが要求されるもの(例えば, ローディングマニュアル)
 - (b) 従来から規則上の他の要件により船上への備え付けが要求されているもので, 前(a)以外のもの(例えば, 種々の手引書)
 - (c) 前(a)又は(b)に該当しないもの(今回新たに備え付けが明記されたもの。例えば, 中央横断面図等の構造関係図面)

上記図面等のうち(a)又は(b)に該当するものについては, その性格上, 船舶の完成状態を反映したものとすることは自明である。しかしながら, (c)に該当するものについては, それが明確ではないことから, 別途, 規則B編2.1.7に『完成図』として規定している。(詳細は次項参照)

- (2) 鋼船規則B編2.1.7として, 完成図の提出を規定した。前(1)のとおり, 今回新たに船上への備え付けを規定するにあたって完成図の作成及び提出を規定したもので, 作成すべき図面等の内容については, MSC/Circ.1135に規定されるものに加え, 就航後のPSC等において問題となることが少なくないことから完成状態の図面が備え付けられていることが望ましいと考えられるもの(例えば, 防火構造図, 消防設備配置図)としたもので, 従来から本会に提出されるとともに船上に備え付けられている図面等の内容を踏まえて規定した。なお, MSC/Circ.1135に記述されている排水量曲線等については, 前(1)により備え付けられる復原性資料により必要最低限の情報が得られること, MSC/Circ.1135自体が強制力を持たないこと等から, ここには含めていない。
- (3) 国際航海に従事する船舶(総トン数500トン未満の貨物船を除く。)については, MSC/Circ.1142に基

づき、上記(1)の図面等について船舶識別番号を記載することを推奨事項として規定した。

- (4) 上記(1)の図面等について、就航後に変更を施す必要が生じた場合に、原則として該当する図面等を更新し、検査員の確認を受ける必要がある旨を、鋼船規則検査要領B1.1.2-2.に規定した。

(5) 上記(1)の規定に関連して、鋼船規則N編、P編及びS編の関連規定を改めた。

- (6) 高速船規則、旅客船規則、海洋汚染防止のための構造及び設備規則並びに安全設備規則について、上記と同様の規定を追加した。

13. 鋼船規則B編、高速船規則、強化プラスチック船規則、フローティングドック規則、冷蔵設備規則、海洋汚染防止のための構造及び設備規則、揚貨設備規則、潜水装置規則及び関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説 (アスベストの使用禁止)

1. はじめに

2007年2月1日付規則第3号、第4号及び第6号から第11号並びに達第4号及び第7号から第9号（日本籍船舶用）により、鋼船規則B編等の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

2. 改正の背景

2000年12月に開催された第73回海上安全委員会（MSC 73）において、SOLAS条約II-1章の第3-5規則として、アスベストを含む材料の新規使用を原則として禁止する規定が設けられた。

本会としても条約の主旨を尊重し、アスベストを含む材料の使用を原則として禁止するよう、2002年6月25日付けで関連規則の改正を行っているが、条約と同様に、高温となる環境で使用するガスケット等については、例外的に使用を認めていた。

一方、2006年8月31日付け国土交通省令第85号により船

舶設備規程等の一部が改正され、同年9月1日以降に建造開始段階にある船舶については、例外無く、アスベストを含む材料の使用が禁止されることになった。

このため、上記省令に基づき、日本籍船舶用の関連規定を改めることとした。

なお、日本政府は、IMOに対してアスベストを含む材料の使用に関する規制を強化することを提案しており、2006年12月のMSC 82において新規作業項目として検討することが合意されたことから、今後、国際的にもアスベストに関する規制が強化されることが見込まれる。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおり。

- (1) アスベストを含む材料の使用を完全に禁止し、例外規定を削った。
- (2) 上記に伴い、止むを得ずアスベストを含む材料を使用した場合について規定していた資料の提出に関する事項を削った。

14. 鋼船規則C編における改正点の解説 (現存ばら積貨物船の倉内肋骨)

1. はじめに

2006年3月20日付規則第28号（日本籍船舶用）及び同日付Rule No.29（外国籍船舶用）により、鋼船規則C編の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

2. 改正の背景

IACSは、2005年にIACS統一規則UR S31(Rev.3)において、従来取り扱いが明確でなかった箇所を明確化する改正を行い、当該URを採択した。そこで、当該URを参考として鋼船規則C編を改めた。

3. 改正の内容

改正内容は以下の通り。